

永世の大利を失ふものと云へし若し今にして之を顧慮せずんば他日凶歟の時に臨み之れを思ふるも亦何そ及んや因て漁戸たる者は皆宜く意を茲に注ぎ奮勵協議毎歳必ず該草変除の方法を實行し永く産業の利根を培養し愈國産の興隆を謀れ此旨諭達候事

○明治二十八年一月十九日北海道廳令第二號

一左記期間内に於ては鮑海扇海鼠北寄貝並石花菜の採拾を禁す

鮑 毎年六月一日より
八月三十一日迄 全道

海鼠 毎年五月一日より
六月十五日迄 渡島茅部郡後志石狩天鹽四國

毎年五月一日より
六月三十日迄 北見根室千島釧路十勝日高
膽振七郡渡島の内茅部郡

海扇 毎年四月一日より
六月十五日迄 全道

北寄貝 毎年五月一日より
七月三十一日迄 同前

石花菜 毎年一月一日より
七月三十一日迄 同前

二鮑海扇北寄貝の次に記載する大きに達せざるものは之を採拾するを禁す

鮑 曲尺三寸以上
海扇 同 四寸以上
北寄貝 同 三寸以上

三鮑海鼠海扇北寄貝の産出する箇所は其區域を定め三區以上に分ち禁漁期外に於て毎年一區宛輪採するの法を設け特に其區域を定め難き箇所は他に蕃殖保護の方法を定め漁業組合に於て規約し當廳の認可を受くへし

本令第一項第二項を犯したる者は三日以上十日以下の拘留に處し又は五十錢以上一圓九十五錢以下の科料に處す

○明治十九年十月一日北海道廳甲第十號布達

潜水器械を使用して海鼠及鮑を捕獲するを禁止す犯したるものは二圓以上十圓以下の罰金に處す(二十八年北海道廳令第八十三號)
 ○明治二十七年十二月廿五日北海道廳令第七十一號
 鮭鱒の浜上する河川湖沼の漁業並鮭鱒の沖網漁業制限左の通り定む
 一 鮭鱒の浜上する河川湖を區別して左の三等とす

石狩川	後志	渡島	國及島
石狩川			一等川
朱利太川	余市川	堀別川	二 等 川
天知川	厚澤川	及内川	茂邊地川
黃金川	古平川	木古内川	三 等 川
		石崎川	

根室	北見	天鹽	
米風風西伊標薫忠羅	斜網常湧	天鹽川	
戸蓮蓮別茶津別類白	里走呂別		
川湖川川川川川川	川川川川		
當幌川	猿猿止ウ諸興雄ホ幌	別川	
	潤潤別シ滑部武ナイ		
	湖川川川川川川川		
床春丹別川	ウ頓猿イ	別川	
	ナベツ		
	川川川		
	サシラルイ		
	チトライ		
	ウエト		
	コタ		
	ユン		
	マカ		
	川川川		

附錄 現行法令

三 前項の河川湖内及他の湖沼に於ける新規鮭鱒漁業並鮭鱒の沖網漁業は當分之を許可せず

四 本令施行前廢業したる漁場にして施行後一箇年以内に又施行後と雖も廢業して後一箇年以内に其跡替の出願に係るものは第二項第三項に依るの限にあらず

(備考) 本令二等三等各川中二十九年四月廳令第十六號を以て増減改正あり本文は之に依り訂正を加へたり

○明治二十八年三月五日北海道廳令第七號

官許を得て設立したる鮭鱒人工孵化場に於ては毎年孵化事業終了後二箇月以内に孵化事業報告は別紙様式に依り該經費支辨方法收支決算並豫算は適宜科目を設け詳細報告すへし

表	日	親魚數	採卵數
月	日	累計 雌 雄	卵數 累計

鮭(鱒)捕獲及採卵

自明治 年 月 日至明治 年

月 日	鮭(鱒)捕獲數					採卵	
	雌	雄	老魚	合計	累計	雌	雄

備考 鮭と鱒とは別表となすへし

記事

死卵數				記事
發眼前	發眼後	合計	百分數	

續表
年

附錄 現行法令

成化鯉(鮭) 自明治 年 至明治

孵化器號	經過			檢數		卵數	孵出數
	採卵日	發眼日	發生日	發前眼	發後眼		

備考 鮭と鯉とは別表となすへし

○明治二十八年四月三日北海道廳令第三十二號
 本道沿海に於ける鮭鮭鱒建網並角網漁業の制限左の通り定む
 一 建網又は角網の鮭漁業は左の間數以上あるにあらざれば出願するを得ず
 但し鮭角網縦横の間數は其新設のものは願書に記載し既設のものは所轄
 郡區役所へ届出へし

既設左右漁場間の直線距離 出願漁場との距離 國 郡 名

百六十間 八 十 間 渡島後志石狩天鹽(天鹽郡を除く)
 二百間 百 間 四國北見國の内利尻禮文二郡
 二百四十間 百 二十 間 勝振日高十勝釧路根室千島六國
 天鹽國(天鹽郡北見國(利尻禮文二郡を除く))

二 建網又は角網の鮭漁業は全道を通し既設左右漁場間の直線距離八百間以上出願漁場と左右隣接漁場との距離四百間以上あるにあらざれば出願するを得ず

三 建網又は角網の鮭漁業は全道を通し既設左右漁場間の直線距離千二百間以上出願漁場と左右隣接漁場との距離六百間以上あるにあらざれば出願するを得ず

四 本令施行前廢業したる漁場にして施行後一箇年以内に又施行後と雖も廢業して後一箇年以内に其跡替を出願する者及本令施行前受理したる願書には前各項を適用せず

○明治十一年十二月十七日開拓使札幌本廳甲第四十三號布達
 鮭鱒は北海道物産の最も鴻益なるものに付益其繁殖に注意し豫め之を保護せよ

る可らず然るに魚苗の生育すへき支川に於て漁獲候ては遂に其種類を減耗し繁殖の道を失ふの基に付漸次漁業制限可相立筈に候へ共差向札幌郡内諸川は鮭鱒漁獲一切差止候條此旨布達候事

○明治十六年五月二十三日札幌縣甲第二十三號布達

十勝國十勝郡大津川口より同國中川郡安骨村字「チャシコチャ」迄を除くの外該川に於て鮭漁禁止候條此旨布達候事

○明治二十三年十二月二十日北海道廳令第七十五號

鮭魚産卵孵化期節中即毎年九月二十日(二十八年十二月二十日)令第九十六號を以て改正より翌年五月迄千歳川本支川(支川夕張、五川、島松、漁)に於て木材薪木の川流しを禁す犯したるものは一日以上十日以下の拘留に處し又は一圓以上一圓九拾五錢以下の科料に處す(二十八年北海道廳令第八十四號を以て犯したる以下改正)

但ママチ太より下流の本支川は翌年二月より十月迄其禁を解く(二十四年一月以て但書を加へ二十五年一月廳令第二號を以て「チサツ沼」の四字を「ママチ太」の四字に改む)

○明治十二年八月十五日開拓使函館支廳第十七號布達

泥引網及右に類する小目網の義は海底を撈索細魚を網羅し自然魚類生育の妨害

に相成候に付自今函館港内外海岸より凡二里半以内にて該網を用ひ漁業候儀差止候條此旨布達候事

○明治十五年十二月八日函館縣甲第三十七號布達

函館砲臺外壕及び同臺西北沖合三十間以内にて於て船艇繫泊は勿論漁釣採藻石堀穿等一切不相成候條此旨布達候事

○明治二十八年十月二十五日北海道廳令第八十五號

渡島國龜田郡峠下村字蕁菜沼に於て鯉魚の捕獲を禁す犯したるものは一日以上十日以下の拘留に處し又は一圓以上一圓九拾五錢以下の科料に處す

但し明治十三年八月開拓使函館支廳第六十三號布達は本令施行の日より廢止す

○明治二十九年八月二十九日北海道廳令第四十八號

釧路國厚岸郡厚岸湖牡蠣取締規則左の通り定む
但し明治十八年五月根室縣甲第二十一號布達は廢止す

釧路國厚岸郡厚岸湖牡蠣取締規則

第一條 釧路國厚岸郡厚岸湖中に於て牡蠣採取營業を爲さんとする者は願書に本籍戸長の證明ある戸籍寫を添へ地元戸長役場を経て所轄郡役所へ願出免許

鑑札を受くべし牡蠣の採取區域は別記圖面點線内に限る

第二條 牡蠣採取營業免許は左の要件を具備する者四百五十名を限りとす

但し本條の要件を具ふる者其數に満たざるときは左の二、四の要件を具ふる者に限り特に免許することを得

一 厚岸湖岸町村に本籍を有して居住し若くは三年以來寄留し尙ほ引續寄留する者たること

二 年齢十四歳以上六十歳以下の者にして自ら牡蠣採取に従事する者たること

三 從來牡蠣採取營業の免許を受けたる者又は其家族たること

四 本則第一條の營業免許を受けずして牡蠣を採取したることなき者たること

第三條 牡蠣採取免許期限は滿四年を以て一期とし明治二十九年十月一日より起り明治三十三年九月三十日に至る次期以下之に準す

第四條 前條期間内に於て受けたる牡蠣採取營業免許は該期間の滿了と共に其効を失ふものとす

第五條 免許鑑札は賣買讓與貸借することを得ず

第六條 免許期間滿了失効若くは廢業の節は五日以内に免許鑑札を返納すべし

但し死亡者の鑑札は其家族より返納すべし

第七條 免許鑑札を亡失毀損したるとき若くは改氏名轉居したるときは再下付若くは書換を受くべし

第八條 前條の鑑札書換出願中の者にして牡蠣採取に従事せんとするときは其旨地元戸長に願出假鑑札を受くべし

但し本鑑札交付と同時に假鑑札を返納せしむべし

第九條 牡蠣採取に従事するときは常に其免許鑑札を携帯し警察官吏又は當該官吏に於て該鑑札を檢閲せんことを求むるときは直ちに之を示すべし

第十條 牡蠣採取取締に従事する當該官吏には郡長に於て其證票を交付し之を携帯せしむべし

第十一條 牡蠣採取營業者は漁業組合準則第一條第二條第四條第六條に依り組合を設置すべし
牡蠣製造免許を受けたる者は前項の組合に加入すべし

牡蠣採取營業及牡蠣製造者は既に其免許を受けたる後と雖も本條組合に加入せざる間は牡蠣採取又は牡蠣製造に従事することを得ず

第十二條 牡蠣採取營業組合に於ては牡蠣採取區域を分割し四箇年に一回輪採する方法を規約し當廳の認可を受くべし

第十三條 牡蠣採取營業者は左の制限に従ふべし

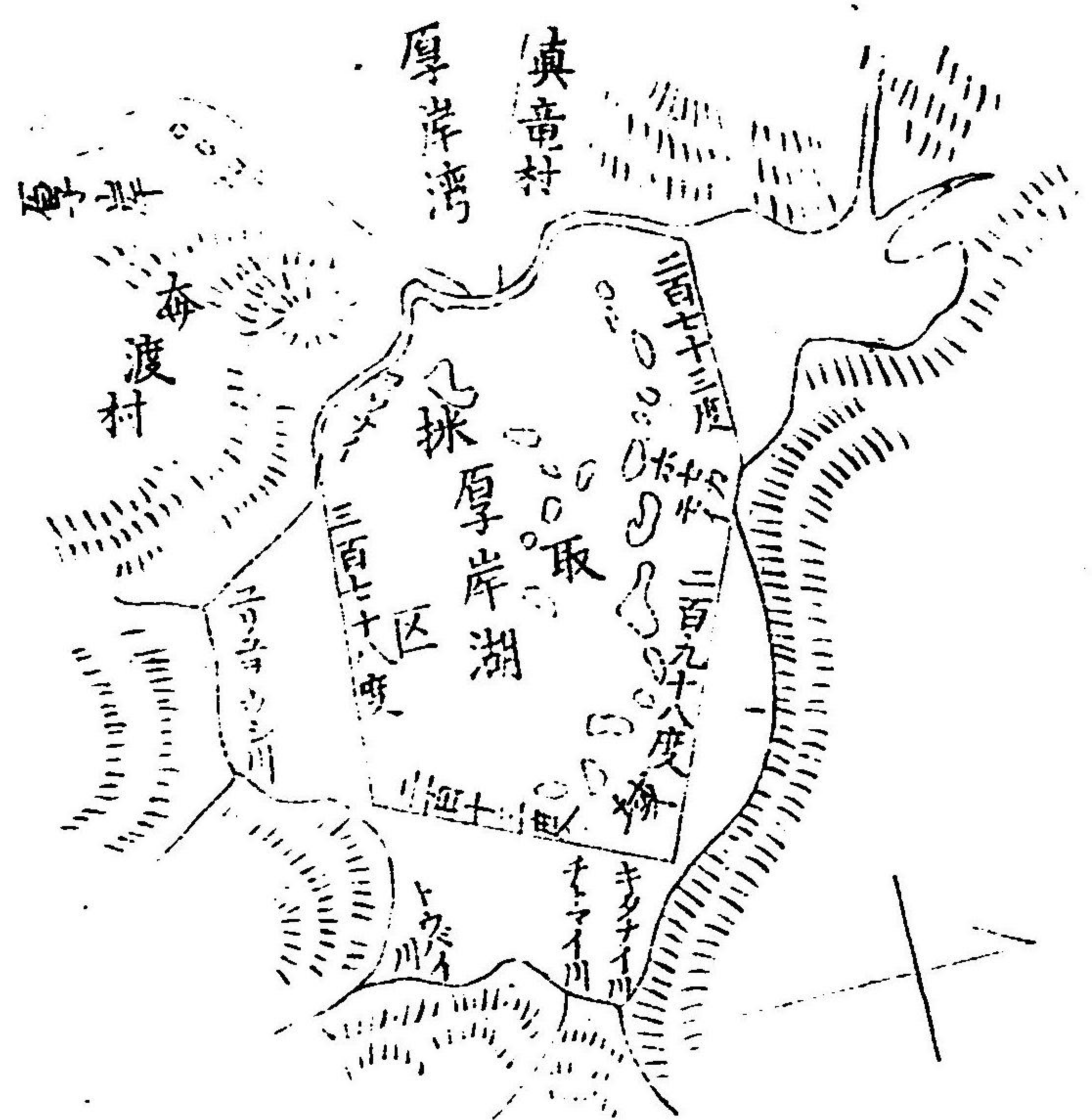
- 一 牡蠣は毎年七月一日より九月三十日迄採取すべからず
- 二 牡蠣は其大サ二寸五分に達せざるものは採取すべからず
- 三 牡蠣は官廳指定區域内に於て之を剝くべし

第十四條 何人を問はず厚岸湖中の苔藻を採取し又同湖中に貝殻其他塵芥土石を投棄すべからず

第十五條 營業者の外何人を問はず厚岸湖中に於て牡蠣を採取することを得ず學術研究の爲め牡蠣採取を出願する者あるときは郡長は場所及期節を論せず許可することを得

前項に據り許可を受けたる者牡蠣を採取せんとするときは許可票を携帯すべし(二十九年十月廳令第五十八號を以て本條改正)

第十六條 本則第一條の免許を得ずして牡蠣を採取し又は第五條第十三條第一項第三項第十四條に違背したる者は三日以上十日以下の拘留に處し又は一圓以上一圓九拾五錢以下の科料に處す



本則第六條の本項及第九條第十一條第三項第十三條第二項第十五條第一項第三項に違背したる者は二十錢以上一圓二十五錢以下の科料に處す(三十九年第十八號を以て第十五條の下へ第一項の三字を加へ其下第二項あるを第三項と改む)

第十七條 前條第一項に依り處罰せられたる者に對し郡長は其營業を停止し又は免許を取消すことを得

○明治十九年十一月二十四日北海道廳甲第十三號布達

漁業組合準則左の通り定めらる

但同業組合準則漁業組合例則昆布營業取締規則に基き既に組合を設け規約認可を得たる分は向後規約改正の際に至り此準則に基き更に組合を組織すへし

漁業組合準則

第一條 漁業水産動物採捕を併稱すに従事するものは適宜區畫を定め組合を設け規約を作り管轄廳の認可を請ふへし

但漁者僅少にして他の漁場に關係せざる地は管轄廳の見込を以て組合を要せざることあるへし

第二條 組合は營業の弊害を矯正し利益を増進するを目的とすへし

第三條 組合は左の二類とす

第一類 捕魚採藻遠海漁業若くは大地引臺各種類に従ひ特に組合をなすもの

第二類 河海湖沼沿岸の地區に於て各種の漁業を混同して組合をなすもの
第四條 前條第二類の漁業にして漁場の相連帶するものは必ず一組合となすへし

第五條 組合の規約に掲ぐべき事項は左の如し

- 一 組合の名稱及事務所の位置
- 二 組合の目的
- 三 役員撰擧法及權限
- 四 會議に關する規程
- 五 加入者及退去者に關する規程
- 六 違約者處分の方法
- 七 費用の徵收及賦課法
- 八 捕魚採藻の季節を定むる事

九 漁具漁法及採藻の制限を立る事
十 漁場區域に關する事

一一 前各項の外組合に於て必用となす事項

第六條 組合は規約を更正し若くは其組合を分立合併せんとするときは管轄廳の認可を請ふへし

第七條 組合は聯合會を設け其規約を作り若くは之を更正せんとするときは管轄廳の認可を請ふへし

第八條 二府縣以上に涉る組合及聯合會の規約は交渉管轄廳を経て農商務省の認可を請ふへし

但規約を更正し若くは其組合を分立合併せんとするときは亦本條に準ずへし

第九條 二府縣以上に涉る組合は便宜の地に事務所本部を設け其他は毎府縣事務所支部を置くへし

但支部は組合の事情に依り其必要ならざる場合に於ては之を置かざるを得

○明治二十八年二月廿八日北海道廳令第六號

明治十九年北海道廳甲第十三號布達漁業組合準則に依り組織したる組合は左の漁業報告例に依り報告すへし

漁業報告例

報告事項

一 水産物産額

二 水産物價額

三 漁業人加入退去並休業廢業の數

四 捕魚採藻就業始終日限並該漁期間漁况

五 雇夫漁船漁網の種類及其員數

六 違約者の數並處分の景况

七 漁具漁法及採藻漁撈制限の結果

八 組合經費前年度決算及翌年度豫算

九 漁具漁法製造其他各般の改良並改良者の職業居所氏名年齢等

漁業報告様式

報告期

漁業別に依り各漁期末日より三箇月以内

同上

同上

同一箇月以内

年一回翌年一月迄に報告の事

同上

同上

總會にて議決を爲したる時

臨時

備考

大鯿、鮠、公魚、鮫等の雑漁業其他總て釣漁業は本表に準して調製すべし
數量價額の記入方は鮑採捕業報告に依る

昆布採收業報告

組合名

永住	入稼	計	以四人上乗	以四人下乗	以二人下乗	計	内地	本道	計	夫	營業者	採收	船	採收	夫
											採	收	採	收	夫

備考

石花菜、海蘿、若布、海藻等の採藻業は本表に準して調製し收穫をも掲記す
へし

石花菜、海蘿、若布、海苔等の數量は貫目を以て算すへし
昆布收穫報告

組合名

格價	額價	量數	長		切		昆		布		元崩		ハナ		折		細		駄		其		計
			上等 昆布	中等 昆布	下等 昆布	拾昆 布	棹昆 布	水昆 布	鬼昆 布	猫足 昆布	昆布	ヲハナ 昆布	布	昆	布	昆	布	昆	布	昆	布	昆	

備考

數量は升目を以て算し合位に止め價額は厘位とす刻昆布を製するときには本表
に準して掲記すべし

漁具破損報告

組合名

建網類	漁具別		網袋	網損	害金數	量價	額	漁獲物
	漁網	網杵						

附錄 現行法令

合 計	採 藻			鱈	
	計	石 花 菜 採 收 何 々	昆 布 採 收	計	刺 網 類 細 釣

備考

一人にて數種の漁業を兼ね營むときは其主なるものを選んで算入し他方には其數を朱書すへし例へは鱈建網漁業者にして鱈刺網漁業と鱈細釣漁業とを兼ねるものあるときは鱈建網類の項には一名と墨書し其他の二項には朱を以て各一名と記するが如きなり

○明治二十八年十一月十三日北海道廳令第九十一號

明治二十八年二月北海道廳令第六號漁業報告例第三項第四項第五項及漁業報告樣式左の通改正追加す但第三項中捕魚採藻就業日限魚況并に第六項第七項第九項に係るものは適宜報告すへし

漁業報告例

- 三 捕魚採藻就業始終日限魚況、
漁業別に依り各漁期別
末日より二箇月以内
- 四 營業人、雇夫、漁船、漁網の
種類員數及雇夫に關する事項
漁業別に依り各漁期末
日より二箇月以内
- 五 營業人加入退去并に現在の數
告年一回翌年一月迄に報

○明治十三年四月十七日開拓使乙第三號諭達

魚粕の養は當道物産中其効用尤大なるものにして産出の高も巨額に候處從來の慣習尙造方多くは粗大に過ぎ爲めに運搬の不便なるは勿論魚粕の漏出する亦甚しとせず且日本形船へ搭載するに該船水夫等をして運搬の役を執らしむるの慣習に候處之か爲に時日と勞力を費す尠からず又西洋形船舶に至ては航海の迅速を主とする故運搬の際も自然急速に出づるに依り或は魚粕漏出するを免れず右

弊害の原因は皆荷造方粗大なるに出るものにして之を改良せされは其弊運搬の不便漏出の損失のみに止らす或は遂に其廉價を墜すに至るも計るへからず其損益得失の係る所僅少ならざる義に付宜しく意を茲に注ぎ自今可成慣行を改め一箇二十貫目を超さる荷造となし前述弊害の原因を断ち候様可心掛此旨諭達候事但荷造用筵は縦五尺三寸幅三尺二寸定度のものを追々輸送相成候様該品製出の各縣へ照會候事

○明治十八年四月四日函館縣諭第一號諭達

本道産出魚粕從來荷造の粗畧にして大量なる運搬上不利のみならず委漏の損害少からざるを以て之れか改良を計畫候様明治十三年七月十日乙第三號を以て開拓長官より諭達の趣も有之候處爾來六ヶ年の歳月を経過するも其趣旨を了し改良の緒に就くもの甚た少し抑魚粕は當初本道輸出の際より其販賣地東京又は大坂等に至る迄倉庫に貯舟に廻漕船に搭載輸送するの手續に至りては概ね六回乃至九回に及び尙ほ夫より地方各村落需用者の手に入る迄には或は駄送し或は負擔し其手数幾回なるを知らず然して其荷造の粗畧なるより之を出納運搬する毎に漏泄委棄するものは實に些少ならす今や産出地より販賣地へ直航する日本形船

を以て無事に輸送するも其減損概ね五十分一強の多きに至る況や函館港を經由するものゝ如きは倉庫に貯舟に揚卸運搬の手續一層多きを以て其減損を見る亦従て一層多きを加ふるは必然なり故に之を涼船に積載せんとするときは先づ其漏泄を防かん爲め筵を増し繩を添へ壹俵に付四五錢の費用と幾多の手續とを要せざるを得ず加之ならず其量目重且大なるときは其運搬揚卸等の際之を小量の荷物に比すれば一段の勞力と取扱とを要するを以て併せて俵裝を敗壞し爲めに仲買者需用者共に大に其不便を感ずるのみならず魚粕の廉價を減損すること實に鮮少ならざるなり今假りに管内産出の魚粕全額十四萬石と見做し總て産出地より販賣地へ直航するものとし全額の五十分の一漏泄委棄に屬するものとするときは其減損高二千八百石なり之を代價百石四百圓として總額壹萬千貳百圓なり此比例を以て全道を合算するときは其損失實に大ならずや此欠減より生ずるに係る損失にして生産者に於ては更に關係を有せざる如く見ゆるも元來魚粕賣買に付ては如此欠損を荷物に改造等には費用は買方に於て最初買契約の際豫め損算を立てて價格を定むるを以て是れ從來の荷造を改良せざるを得ざるの理由なり

依て今從來の荷造を改良し損失を豫防し且需用者の便利を計らんとするには第

一 従前の量目を減して正味貳拾貫目を一俵となし取扱に便ならしめ第二従前粗零の俵造を別紙略圖の如く改良して其漏泄委棄を防ぐにあり

然るに本縣管内産出の魚粕を十四萬石として之を従來の通一俵三十貫目に造るときは其俵數十八萬六千六百六十六本餘にして之を要する繩及蕙の代價例年一俵七八錢乃至十二三錢なり之を平均一俵拾錢となし算出すれば壹萬八千六百六十六錢餘なり而して之を前段の如く改正するときは繩と蕙との價一俵平均拾錢從來は粗大の俵裝にして縣の需用少く改良は繩の需用多きに従前用ひたる從後の裝拾錢と見積たるは不當の極なく改良は繩の需用多きに従前用ひたる舟見蕙は凡そ半額に並して本間又は敦賀七尾の尺長蕙を專用するの見込なるを以て蕙の價は凡そ半額に並して本間又は敦賀七尾の尺長蕙を專用する見込なるを以てとして貳萬八千圓を要す之を新舊差引ときは壹萬八千六百六拾六圓六拾六錢餘の増費に似たれども前の減損を防ぐにより得る所の利益壹萬千貳百圓より差引計算するときは改良に係る増費を償ひ尙ほ殘餘を見る而して此改良より得る所の利益を掲ぐれば左の如し

- 一 漏泄委棄の憂なきこと
- 二 運搬に便利を與へ従て需用額を増進すること
- 三 需用増進するときは商況従て活潑なること

四 俵裝改正すれば魚粕を損毀せず聲價を維持すること

五 一俵を貳拾貫目とすれば貳百俵を以て百石とす故に賣買上計算等に便なること

六 漁船積になすときは別に改裝するの手續を省き費用を減すること

以上の如く顯著の利益あるを以て此改良の方法を實行するときは從來委棄する所の魚粕は更に國家の有用品と爲り其得る所の價金は又管内一般の潤益と爲る其利害得失如何そや抑舊を改め新に就くは陋俗の厭ふ所なりと雖も此利を見此害を知りて改良する能はざるは實に遺憾の極と云ふへし是れ爲基か懇切告諭するの止む能はざる所以なり

右諭達候事

荷造方法

兩口は米俵の如く可成緻密に緘り胴三つ繩貳筋を堅十文字になり筋結回す
 建蕙は津輕本間五百目より五百五十目位敦賀尺長五百五十目位及ひ之に類似のものを用ゆ
 横堅の繩は大間を用ひ小口兩緘は中間繩を用ゆ小口蕙は適宜のものを用ひこの
 量目横堅の繩共四百目位

但沓見廷所持のものはこれを切斷し巾三五尺二三寸取交使用するも妨げなし

(荷造圖零す)

○明治二十二年五月六日北海道廳訓令號外空郡區役所札幌川上樺戸

水産物現品税廢止以來身欠鯨粗製乾燥不充分のもの多き趣相聞右は價格を低落し從て需用の減少を來し結局當業者各自の損耗に歸するは勢の免れざる所なり抑疊に水産税則の公布あり大に當業者の負擔を輕減せられたるの旨趣は當時屢諭達せし如く究竟漁業の衰頽を挽回し積年の疲弊を救濟する特殊の恩典に外ならず之か爲め當業者取獲物製造販賣の自由を得るの時期に遭遇し却て製造物粗惡に流るゝか如き狀況ありては減税の恩典も水泡に歸すへし就ては製造方法等各組合規約に定めあるものは必ず之を實行し之なきものは規約に追加し其組合に於て充分取締を爲し永く減税の恩典に浴し候様懇篤諭すへし

○明治二十四年五月九日北海道廳告諭第一號

當道水産物の製造並俵裝の良否は水産業の盛衰消長に關し實に忽諸に付すへからず故に開拓使以來屢勸誘指導する處ありて漸く改良の緒に就けり然に水産税則改正以來產出品の検査を爲さざる等に起因し近來概して濫製粗造の弊を呈し

乾燥の充分ならざるより貯藏の間腐敗を來し食料に供する爲め製造するもの止むを得ず肥料に供せざるを得ざるの結果を來せるあり俵裝の粗大にして堅固ならざるより運搬の間漏泄して原量の幾分を委棄するものあり是畢竟多數生産者中目前の小利に拘泥し永遠の得失を顧みざるものあるの致す處にして之か反照は需用地の信用を失ひ物産の聲價を落し其損失生産者に歸するは最も觀易きの理なるを以て深く茲に鑑み其取締方法を設け便宜組合規約等に掲げ濫製の弊を矯むることを努むへし

○明治九年七月十四日開拓使第六號布達

明治七年第貳拾壹號公布解漁船並海川小廻船税規則一般の通施行候條管下人民現今所有の船は十月中までに其最寄船政所或は地方役所用の船は渾て其定繋の地に申立檢印相受け本年は十一月來明治十年より年々四月中税金相納むへく此旨布達候事(以て七年四月太政官第十三號布告を)

但漁船の内筒船ホツチ船三半船圖合船丸木船磯船など、唱候類にて漁業一途に相用ひ全く他の稼方に不充船に限り除税候條船税規則第三則に準し願書差出し免除の檢印相受可申候事

(備考) 本文布達は明治十五年太政官第九號布告に據り今尙ほ有效にして漁船は従前の通免税なり

北海道漁業志要終

明治三十年八月廿六日印刷
同年八月廿九日發行

兼著作者

村尾元長

東京市芝區愛宕町二丁目
十四番地

齋藤秀橘

東京市京橋區西紺屋町廿
六七番地

株式會社 秀英舍

東京市京橋區西紺屋町廿
六七番地

三松堂

東京市京橋區弓町

魁文舍

北海道函館區末廣町



印刷者

印刷所

發賣所

北海道廳原圖

北海道圖

五十萬分一

彩色入

一折

◎北海道關係著書目錄廣告

現今北海道問題上には喧しく移住者歳に増し探検に従事するもの亦日に多きを加ふるに際し完全の北海道地圖なきは實に一大欠典と云ふべし本圖は曾て道廳殖民課に於て事務參考に供するが爲め特に編製せられたる大圖にして左記の項目殊に◎印の如き必要の事項を記載せるものなり

- 國界 ● 郡界 ● 既成道路 ● 見込道路 ● 別道 ● 道路 ● 鐵道 ● 電信線路 ● 電話線路 ● 村 ● 支村及字
- 驛場 ● 郵便局 ● 電信局 ● 郵便電信局 ● 山 ● 川 ● 丘陵 ● 火山 ● 温泉 ● 投錨所 ● 假投錨所 ● 燈
- 臺 ● 暗礁 ● 神社 ● 郡區役所 ● 戶長役場 ● 鑛山 ● 金銀銅石炭硫黃石油等所在地 ● 殖民地 ● 共同
- 開墾地 ● 牧場

今般本館發行の許可を得記事は總て現今の實況に照して修正し東京有名の彫刻家をして銅版に彫り更に北海道廳の校正を経たれば其確實鮮明從來の地圖と同一視すべからず此際初版に限り左の廉價を以て販賣候間至急御申込被下度

○代價

右十部以上御購求の節は割引可仕且つ東京市外は別に郵便税申受候 壹拾圓

賣北 賣翻 刻發 所者 北海 道同 盟著 譯館
 函館末廣町 三松堂 東京市京橋區月町十二番地
 札幌南一條西二丁目 魁文堂

村尾元長補正 君塚順之助編輯
北海道移住之心得

此書は篇中を(一)殖民地原野の景況(二)土地貸下及拂下の順序(三)單獨移住及移住費概算(四)團結移住(五)開墾の費用及順序(六)農業樹藝畜牧畜に就ての心得(七)捕魚探藻業及海獸獵に就ての心得(八)工業及相場(九)森林及鑛山(十)特別の保護と奨勵(十一)移住に付心得べき諸件(十二)三)北海道事情調査の順序(十四)附録諸規則の各項に分け北海道移住上必要の件々を網羅し傍訓を施し何人にも一讀了解し易からしむる珍書なり

寸珍一冊 定價貳拾錢

同人著 集英堂發行
北海道史談

此書は北海道古今の歴史中著明の事蹟を撰擇して小學校教科書に充つる目的を以て編述す故に簡易を主とすと雖ども全篇を二十章に分ち上古蝦夷の叛服より明治開拓の進歩に至るまで北海道歴史の大概を摘記し圖書數葉を挿入す頗る參考に便なり

半紙版全一冊 定價拾貳錢五厘

同人著 集英堂發行
北海道地誌畧

此書は北海道小學校教科書を目的として編述するものにして全道十一ヶ國の地理を略説せり全篇を總論、各國誌、結論とし圖書、地圖、統計圖等數十枚を挿入す何人に限らず一讀して同道の地理大要を知るに便なり

半紙版全一冊 定價拾五錢

北海道廳藏版 同盟著譯館發行
北海道志

此書は大綱を總叙。地理。風俗。政事。外事。物産。雜記に大別し網中數十門に分ち凡そ北海道に關する記事は上古より近代に至るまで網羅して遺さず北海道の著書多しと雖ども此書の如きは空前絶後の大著述にして尙も北海道の事を研究せんと思はば座右欠く可らざるの書なり

定價貳圓

醫學博士小金井其精先生 村尾元長編述 同館發行
あいなぬ風俗志

此書は蝦夷人或は北海道土人と稱する「あいなぬ」人種の風俗を記述するものにして全篇を人種性質。人口。沿革。統制。家制。慣例。教育。賑恤。言語。衣服。裝飾。住家其他の建物。家具其他の器物。飲食。藥餌。漁獵。農牧。算數。曆日。手工。音樂。遊戲。宗教。祭祀。儀式。迷信。貿易。雜説の數項に分ち從來「あいなぬ」に關する諸君の誤謬を正し又小金井博士の新に發見せられたる人種の記事神保理學博士の地名解等は斬新にして人類學研究及は北海道探檢上に大裨益あり其批評既に新聞紙上に公論あり

全一冊 二百五十餘頁 定價四拾錢 再版

村尾元長著 理學博士神保小虎先生校閱 同館發行
北海道新圖

本圖は從來の北海道圖と異にして山脈。水路。岬角。港灣。道路等北海道廳の原圖に基き細密に調査し又礦物の所在地を明にして町村各郡區役所。戸長役場。宿驛。郵便電信局。屯田兵村等地名の下に符合を以て明記し裏面には北海道の形勢を見るに便にし位置。面積。山岳。河川。港灣。地名。民地。氣候。官民有地。行政區畫。戸口。屯田。郵便及電信。港灣。海里實錢。宿驛。里程。其他數件を表記せり故に地圖一面を携帶すれば旅行の便利は勿論坐して北海道の大勢を辨知するを得實に至便の書なり

一折 定價貳拾五錢 二十六年十二月訂正再版

水説 近藤守重事蹟考

近藤正齋先生の事蹟世間傳ふる所往々誤謬あり劇場の演技講談師の口演最甚し此書は正齋先生の嫡孫近藤昂藏氏と謀り數書を參考し少壯の經歷より北海道探檢開拓の事實瀧の川石像の由來大體平八郎の親交目黒村の變事等其他先生の効績偉行世間に顯れざるものを集録し付するに肖像及地圖を以てする珍書なり

全一冊 定價貳拾五錢

村尾元長著

● 鯨肥料概要

全一冊 定價拾錢

此書は北海道水産物中第一位を占むる鯨より製したる肥料の事を詳述し需用者の参考に供するも
のなり全篇を(一)編説(二)鯨肥料製造地の區別産額及其種類品位(三)鯨肥料製造法及改良器具(四)鯨肥料
其他分拆結果及鯨粕施用法并試験の結果(五)鯨肥料輸出荷造數量標準輸出數量原價(六)肥料相場問屋
仲買口錢輸出諸費概算(七)問屋仲買銀行會社(八)回漕店并内地輸出販賣の景况(九)鯨肥料販路並將來の趨
勢(九)魚粕販路擴張及内地肥料賣上の弊害(十)結論に分ちたれば一讀して北海道肥料の狀況を知る
を得べし内地の農業者にして此肥料を用ふる者は先づ此書を一閱して可なり

村尾元長著

● 現今北海道要覽

一冊 定價四拾錢

● 增訂北海道要覽

前二冊 定價貳圓

● 函館市街之圖 概覽表

一折 定價拾五錢

● 札幌市街之圖 概覽表

一折 同上

村尾元長著

● 小樽市街之圖 概覽表

一折 定價拾五錢

● 北海道水産或問

全一冊 定價拾三錢

● 北海道通覽 全道峇圖

全一冊 定價貳拾五錢

● 增訂北海道通覽 全道峇圖

全一冊 同上

● 北門之鍵

初篇一冊 定價貳拾五錢

● 北海道官民便覽

全一冊 定價三十五錢

● 北海道事情一斑

(第一篇) 一冊

213274

本書は北海道經濟會の發行なり同會曾て同道土地、移民、財務、交通、勞力、銀行の六項目に分ち攻究する所あらんとし先づ會員各自其材料蒐集に着手す然るに會員各自日常繁劇之を蒐集するの餘力なし依て氏に托して編纂の業を起さしむ此書は第一篇にして北海道沿革略史とす全篇を三大部に分ち(第一卷)自景行天皇至光格天皇(第二卷)自光格天皇至孝明天皇(第三卷)今上天皇及附表とし上古より明治二十四年に至るの間北海道の沿革を述べ簡にして盡せり

洞堂久松義典著 玉振堂發兌

北海道新策

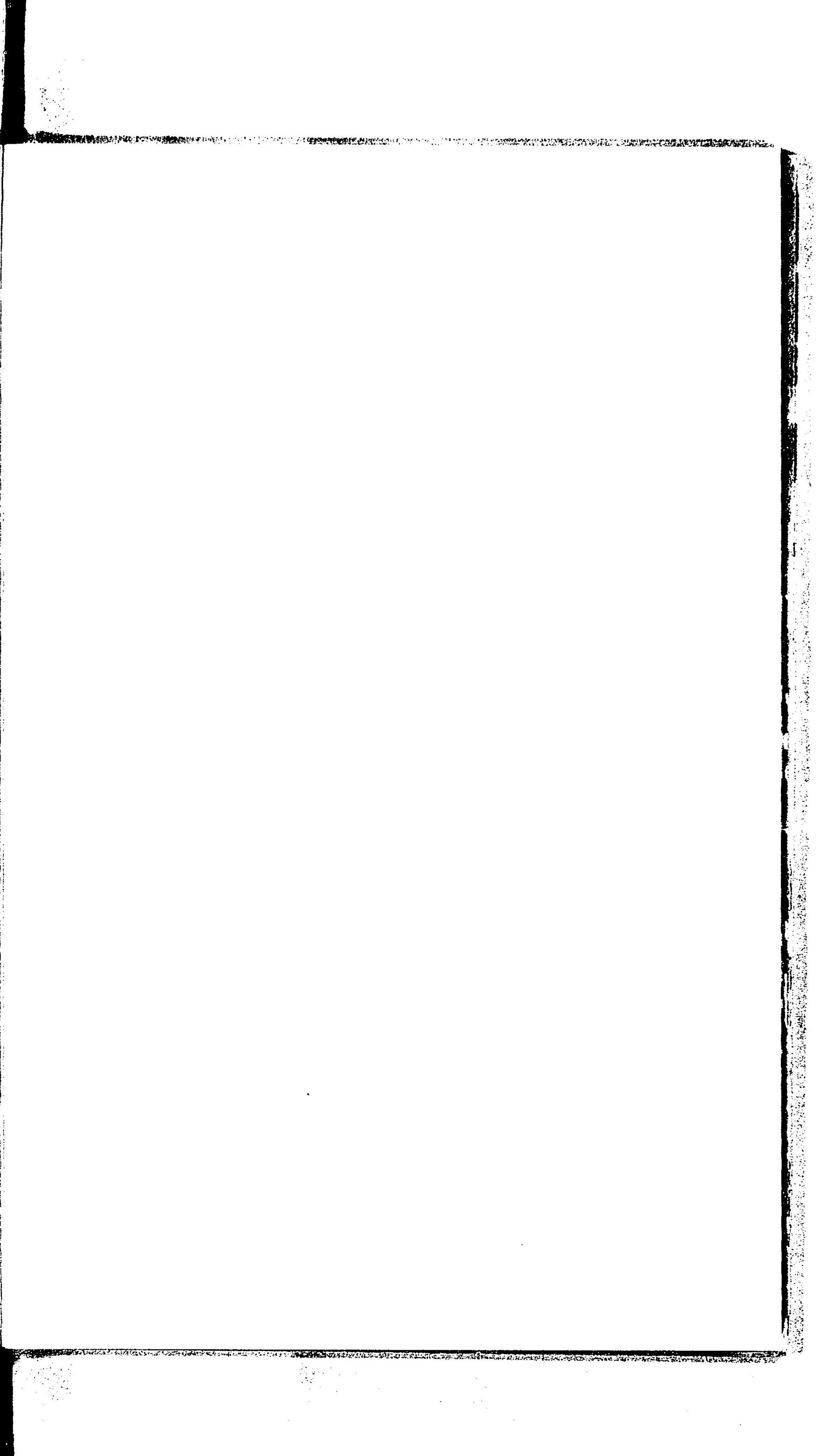
全一冊 三百五十頁餘 定價七拾錢


挿入圖書 東部亞細亞圖一覽。殖民地區畫圖。名勝開墾地圖等數枚

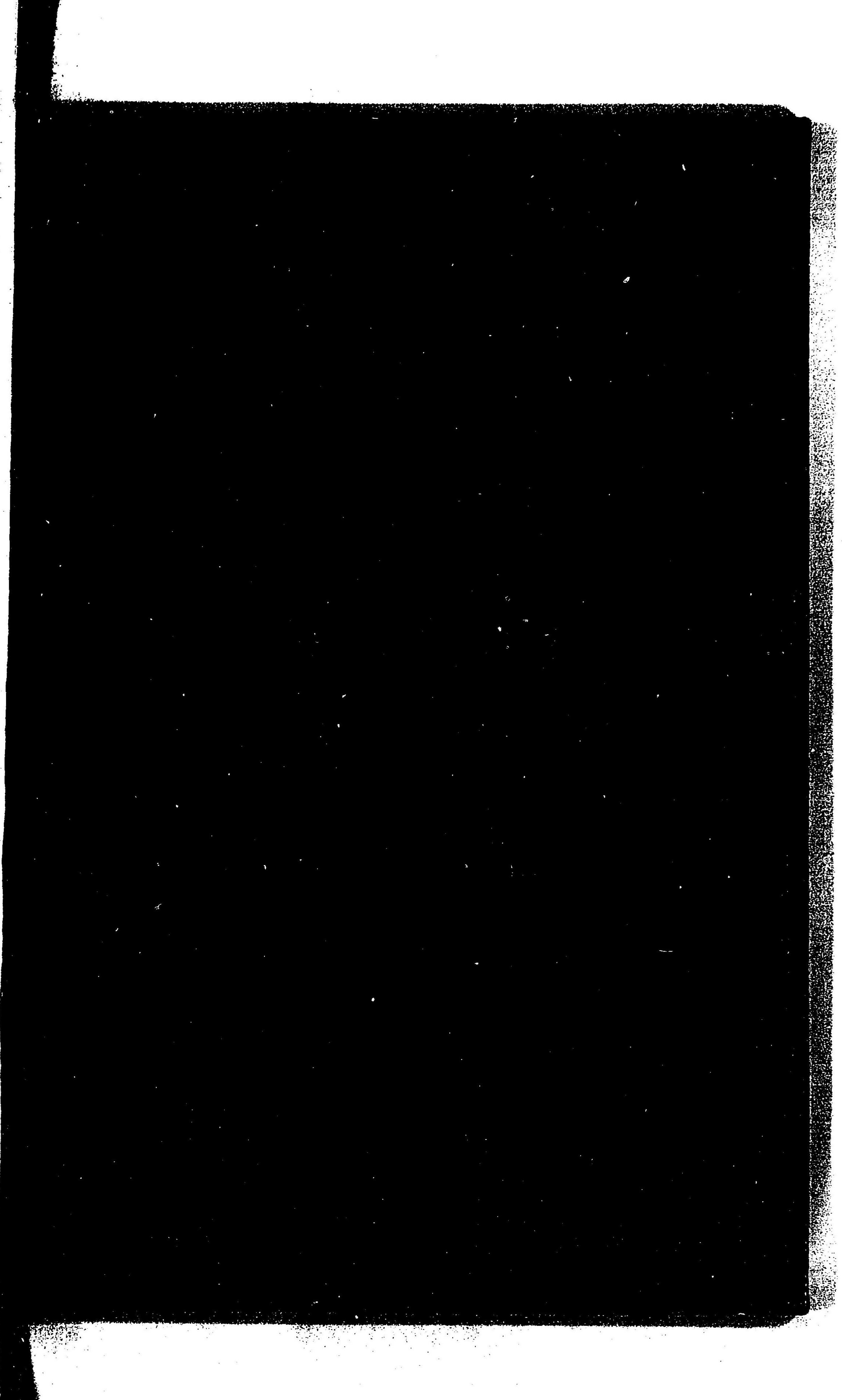
本書は北海道拓地殖民の急務に付て十九篇四十二章に分ち北海道の殖民費に國庫剩餘金を投ずるの議を立てたで東の問題と本道の關係を示し又官有地貸下拂下。現在人民の狀態。本區施政の改革。特別市制町村制。地方議會。國會議員選舉。殖民地區畫。屯田兵擴張。學校道路の改良。農工業の新方策其他參考引證に諸報告統計を摘録し又露國西伯利亞の兵備鐵道交通商況等を網羅附記したる珍書にして政事家議員其他北海道移住又は巡廻には必要の一大新著なり

賣別書林

東京 三松堂 敬業社 文海堂
北海道 函館魁文舎 札幌玉振堂 其他各書林







660.211
1954h

042889-000-8

660.211-M954h

北海道漁業志要

村尾 元長 / 著

M30

BDJ-0619



